

国際交流基金
日本語パートナーズ派遣事業
募集要項

2022 年度(令和 4 年度)
第 3 回募集

ベトナム 10 期
インドネシア 20 期
台湾 8 期
フィリピン 10 期

応募期間

2022 年 10 月 12 日(水)～11 月 29 日(火)



日本語パートナーズ

国際交流基金

日本語パートナーズ派遣事業 募集要項

目次

1. 趣旨	1
2. 活動内容	1
3. 日本語パートナーズの派遣条件	1
4. 求める人材・適性	2
5. 日本語パートナーズの身分	2
6. 行政手続き	2
7. 募集人数・派遣期間・派遣先機関	4
8. 応募から渡航までのスケジュール	5
9. 応募	6
10. 選考	12
11. 内定から派遣まで	13
12. 派遣の待遇等	15
13. 派遣先国・地域での安全確保および支援体制	16
14. 派遣の可否判断	17
15. 事業情報の公開	17
16. 個人情報の取り扱い	17

お問合せ

独立行政法人 国際交流基金

日本語パートナーズ事業部 事業第2チーム 募集選考担当

E メールアドレス: nihongopartners@jpf.go.jp

※応募に関するお問合せは、電話ではなくEメールにてお願いいたします。

ウェブサイト内の FAQ(よくある質問)も
あわせてご覧ください。

日本語パートナーズ事業ウェブサイト



<https://asiawa.jpf.go.jp/partners/>

1. 趣旨

2013年12月に東京で開催された日・ASEAN 特別首脳会議において、日本政府は ASEAN を中心とするアジアとの文化交流を進めるための新しいアジア文化交流政策「文化の WA(和・環・輪)プロジェクト～知り合うアジア～」を表明しました。このプロジェクトを担うため、国際交流基金(以下、JF)は2014年4月にアジアセンターを設け、芸術・文化の双方向交流と、日本語学習支援を二本柱として事業を展開してきました。JFの組織改編に伴い、2022年4月に「日本語パートナーズ事業部」を新たに設置し、2023年に派遣する日本語パートナーズを募集します。

日本語パートナーズ派遣事業は、日本語学習支援の中核事業として幅広い世代の人材をアジアの中等教育機関等に派遣し、現地の日本語教師と日本語学習者のパートナーとして、授業のアシスタントや会話の相手役といった活動をするとともに、教室内外での日本語・日本文化紹介活動等を行い、アジアの日本語教育を支援します。同時に、日本語パートナーズ自身も現地の言語や文化についての学びを深め、アジアの架け橋となることを目的とします。

2. 活動内容

派遣先機関との協議を通じて決定しますが、予定されている主な活動は以下の通りです。

- (1) 派遣先機関の日本語教師が行う授業への協力
- (2) 授業の教材作成等への協力
- (3) 授業や課外活動における生徒との交流(日本語での会話、文化活動への協力等)
- (4) 派遣先の JF 海外拠点等が実施する日本語教育事業への協力
- (5) その他、現地の要望に応じて、地域における日本語学習支援、日本文化紹介を通じた交流活動等

3. 日本語パートナーズの派遣条件

日本語パートナーズは、以下の派遣条件を守らねばなりません。

- (1) JF の定める派遣前研修に全日程参加し、修了すること
- (2) 派遣先国・地域の法令を守ること
- (3) 派遣先機関の規則を守ること
- (4) 派遣期間中は本事業の活動に専念し、滞在を他の目的(宗教、政治、営利等の目的)に利用しないこと
- (5) 派遣期間中は JF の許可なくして任地を離れないこと

- (6) 派遣期間が終わり次第直ちに帰国し、派遣期間終了後 2 か月以内に行われる帰国報告会に参加すること
- (7) 期日までに活動報告書を提出すること

4. 求める人材・適性

日本語パートナーズは、現地の日本語教師や日本語学習者のパートナーとして活動します。派遣先の方々と一緒に協力しながら活動を行うことが求められるとともに、日本語パートナーズとして公的な活動を行うために派遣されていることを十分にわきまえ、自覚と責任をもって行動できることが非常に大切です。

また、言葉はもちろん、宗教や習慣等も異なる生活環境では、お互いの考え方の相違や困難に直面することもあります。現地の生活や行動様式、文化を学ぼうとする好奇心に加え、謙虚な姿勢かつ前向きに問題解決に取り組める人物が望ましいです。

- (1) アジアの人たちとの交流・コミュニケーションに対する熱意をもっている
- (2) 現地教師のサポート役として活動ができる
- (3) 厳しい環境の中でも生活できるバイタリティ・柔軟性・チャレンジ精神がある
- (4) 自助努力の精神、自覚と責任を持ち行動できる
- (5) アジアの社会、文化を学ぼうとする好奇心と謙虚さがある
- (6) 派遣終了後に日本語パートナーズで得た経験を活かす意欲がある

5. 日本語パートナーズの身分

JF と日本語パートナーズは、派遣に先立ち合意書を取り交わし、これにより JF は日本語パートナーズとしての活動を委嘱します。JF と日本語パートナーズは雇用関係にありません。また JF は、日本語パートナーズ派遣終了後の再就職の斡旋等はいりません。

6. 行政手続き

派遣に際しての市区町村や勤務先等での手続きについては、自身の責任にて関係各所にお問合せください。JF が日本語パートナーズにかわって確認や手続きを行うことはありません。親族等からの連絡を含め、JF へのお問合せはお控えください。

(1) 転出届

派遣期間は 1 年未満となりますが、手続きの要否および具体的な手続きについては、住民票のある市区町村窓口にご確認ください。

(2) 健康保険・年金

派遣に際しての手続きや保険料の納付方法については、市区町村や勤務先の担当窓口にご確認ください。

(3) 住民税

JF が滞在費から控除して納付することはありませんので、派遣前に納付の要否、手続き、納付方法等について、市区町村窓口にご確認ください。

(4) 雇用保険

会社等を退職し、雇用保険の手続きを行う場合には、所管のハローワークにお問合せください。

※日本語パートナーズは雇用保険求職者給付の「受給期間の延長ができる理由」には該当しないとの見解を厚生労働省職業安定局雇用保険課に確認しています。

(5) 源泉徴収

派遣期間は1年未満となりますので、所得税法に基づき、滞在費の支払い時に国内居住者として源泉徴収を行います。確定申告の要否、手続き等については、税務署にご確認ください。

7. 募集人数・派遣期間・派遣先機関

	募集人数	派遣期間	派遣先機関
(1) ベトナム 10 期	10 名	2023 年 8 月～ 2023 年 12 月	初等・中等教育機関 (小学校・中学校・ 高等学校相当)
(2) インドネシア 20 期	20 名	2023 年 9 月～ 2023 年 12 月	中等教育機関 (高等学校相当)
(3) 台湾 8 期	10 名		
(4) フィリピン 10 期	10 名		中等・高等教育機関 (高等学校・大学相当)

※いずれも予定のため、今後の状況により派遣時期・人数が変動する可能性があります。
 ※上記(1)～(4)は併願し、希望順位をつけることができます。詳細は所定の応募用紙を
 ご覧ください。

※上記募集人数には、別途実施する推薦プログラムの募集人数を含みます。

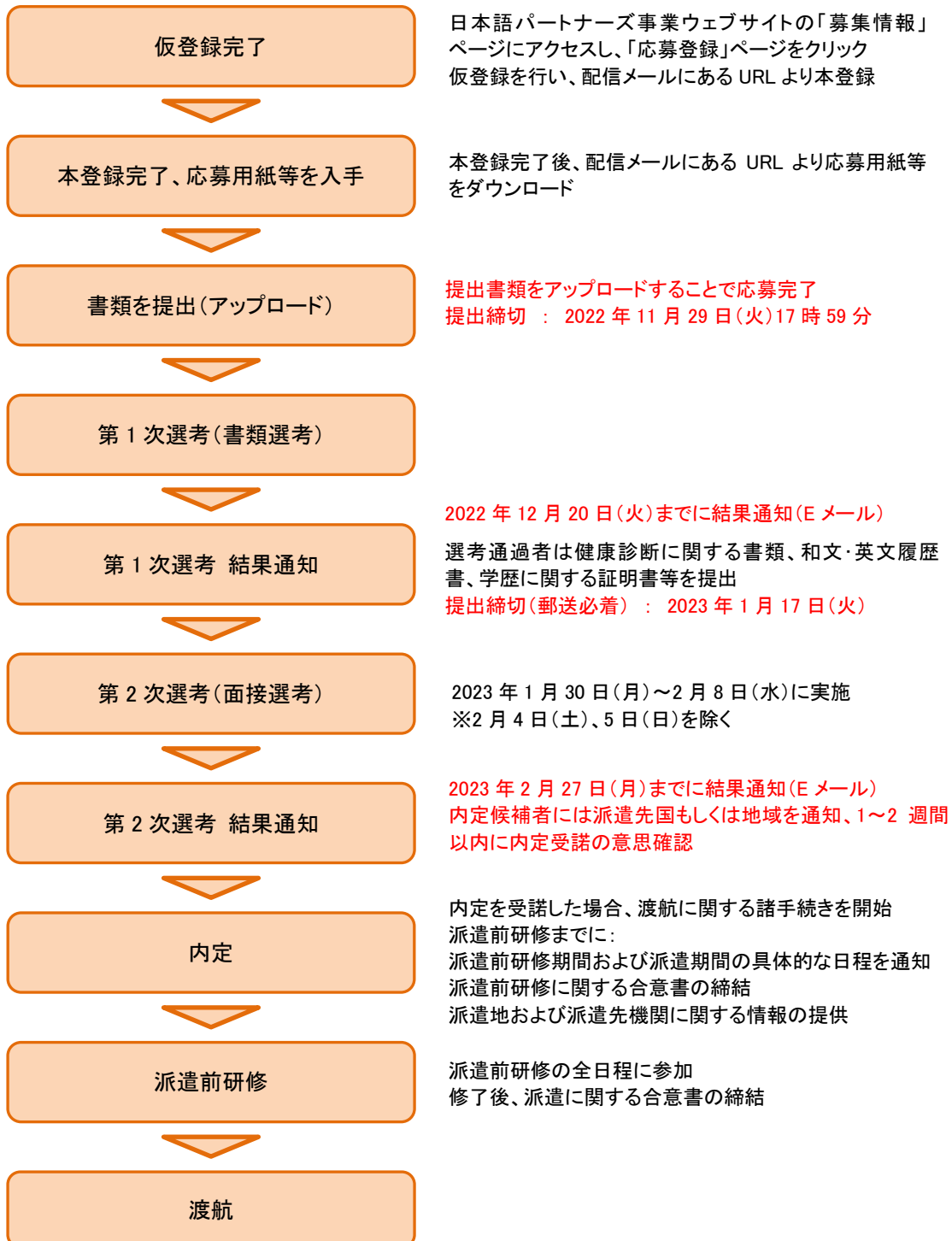
※日本語パートナーズ個人の事情による派遣期間の短縮、延長および緊急時を除く日
 本への一時帰国はできません。

※今後の新型コロナウイルス感染症の状況等により、事業を中止または変更したり、派
 遣に際して新たな条件を付したりする場合があります。

※派遣の実績は、日本語パートナーズ事業ウェブサイト

(<https://asiawajpf.go.jp/partners/overview/achievements/>)をご覧ください。

8. 応募から渡航までのスケジュール



9. 応募

(1) 応募要件

【以下ア～コのすべてを満たしていることが必要です。】

- ア. 本事業の趣旨および派遣制度を理解し、アジアの架け橋となる志をもっていること
- イ. 現地の一般的な水準の生活環境(住居、暮らしぶり等)に対応できること
- ウ. 以下の生年月日であること
 - ※ 現地政府の要請等を踏まえて設定しています。
 - (ア) ベトナム 10 期を希望する方:
1953 年 10 月 1 日から 2002 年 11 月 29 日まで
 - (イ) インドネシア 20 期を希望する方:
1955 年 1 月 1 日から 2002 年 11 月 29 日まで
 - (ウ) 台湾 8 期・フィリピン 10 期を希望する方:
1953 年 11 月 1 日から 2002 年 11 月 29 日まで
- エ. 日本国籍を有し、日本語母語話者であること
- オ. 以下の英語力を有すること
 - (ア) ベトナム 10 期・インドネシア 20 期・台湾 8 期を希望する方:
日常英会話ができること(英語で最低限の意思疎通が図れる程度)
 - (イ) フィリピン 10 期を希望する方:
日常生活において英語でほぼ支障なく意思疎通ができること(応募用紙の「外国語能力の自己評価」の項目で中級以上)
- カ. JF が指定する派遣前研修全日程(合宿形式)に参加できること
- キ. SNS、ウェブサイト等を活用し、本事業の広報や活動に関する情報発信に協力できること
- ク. 基本的なパソコン操作ができること(Eメールの送受信、簡単な文書や資料の作成、オンライン会議の参加等)
- ケ. 新型コロナウイルスワクチンを派遣前研修の 1 か月前までに 3 回以上接種していること
 - ※接種したワクチンの種類や今後の状況等によっては、4 回以上の接種を派遣前研修への参加または派遣の条件とさせていただく可能性があります。
- コ. 日本語パートナーズの経験者または応募時点で内定者ではないこと
 - ※日本語パートナーズ短期派遣、大学連携日本語パートナーズ派遣者、ふれあいパートナーズの経験者は応募可能です。

【ベトナム10期に応募する方】

現地での活動や滞在査証取得のため、ア～コに加えてサも満たしていることが必要です。

サ. 応募時点で学士号以上の学位を取得していること(4年制大学卒業など)

※ 今後、ベトナム政府の方針により、労働許可の取得が必要となる可能性があるため、日本語教育関連の学位を持っており、かつ、日本語教育関連の職歴が3年以上ある応募者を優先しますが、応募時点でそれらを満たしていない場合も応募は可能です。ただし、労働許可の取得が必須となり、ベトナム政府が求める要件を満たさない場合は、内定後であっても内定解除となります。

【インドネシア 20 期を希望する方】

現地での活動や滞在査証取得のため、ア～コに加えてシも満たしていることが必要です。

シ. 応募時点で学士号の学位が取得できる機関に所属していること(4年制大学在学中等)、または学士号の学位を取得していること(4年制大学卒業等)

(2) 応募の手順

1. 仮登録する
日本語パートナーズ事業ウェブサイト「募集情報」ページ (https://asiawajpf.go.jp/partners/apply/)の「応募登録」ページをクリックし、仮登録をしてください。 ※登録時に入力した E メールアドレスにて、JF からの E メール(目次ページ参照)を受信できる設定にしてください。
2. 仮登録完了の E メールを受け取り、本登録する
仮登録完了の E メールが届きます。 メール本文にある URL をクリックし、本登録フォームより、本登録をしてください。 ※登録内容は、以下 5.の提出書類をアップロードするまで確認および修正をすることができます。本登録フォームの入力内容と、応募用紙の記載内容は一致するようにしてください。内容に齟齬がある場合は、応募用紙の記載内容を正とみなします。
3. 本登録完了の E メールを受け取り、応募用紙等をダウンロードする
本登録完了の E メールが届きます。 メール本文にある URL をクリックし、応募用紙と推薦状(推奨様式)をダウンロードしてください。
4. 提出書類の準備
応募用紙に必要な事項を記入し、応募用紙とその他の提出書類をそろえてください。 ※応募用紙には、「本登録完了」メール本文に記載の登録番号(4桁)を記入してください。
5. 書類をデータで提出する(応募完了)
本登録完了のメール本文にある URL をクリックし、書類提出フォームより書類をアップロードしてください。アップロードをもって応募が完了します。 ※応募用紙等ダウンロードの際に、注意事項がダウンロードできますので、内容をよくお読みください。指定された通りの書類作成およびアップロードができていない場合は書類不備として選考終了となることがあります。 ※アップロードは 1 人 1 回のみ、原則差し替え不可とします。やむを得ない理由により、差し替えが必要な場合は E メール(目次ページ参照)でご連絡ください。

(3) 提出書類

※第3回募集の複数国・地域を併願する場合も、書類は1部のみで構いません。

ア. 応募用紙

イ. 学歴に関する証明書

希望する派遣先によって異なります。

※卒業証書または修了証書は不可ですので「証明書」を提出してください。

※在籍校および最終学歴の機関は、文部科学省の認定校(各種学校除く)のみ認めます。日本語教師養成講座等は含みません。国外の機関の場合は、学士号以上の学位証明ができる場合のみ認めます。

※第1次選考結果通過者は、第2次選考の前に学歴に関する証明書の原本を提出いただきます。

(ア) ベトナム 10 期を希望する方

- ・ 学士号以上の学位の取得を証明できる卒業または修了証明書

※インドネシア 20 期を併願し、修士号や博士号を取得している方は、学士号の学位の取得を証明できる証明書を提出してください。

(イ) インドネシア 20 期を希望する方

以下のいずれかを1通

- ・ 学士号の学位の取得を証明できる卒業証明書

- ・ 学士号の学位が取得できる機関に所属していることを証明できる
在学証明書

※修士号や博士号に関する証明書は不可です。

(ウ) ベトナム 10 期・インドネシア 20 期を希望しない方

以下のいずれかを1通

- ・ 最終学歴の卒業または修了証明書

- ・ 在学証明書

ウ. 推薦状 1 通

【学歴に関する証明書について】

- ア. 在学証明書は、2022年4月1日以降に発行されたものを提出してください。その他の証明書については、発行年月日の指定はありません。
- イ. 英語以外の外国語で記載されている場合は、和文の翻訳を添付してください。

【推薦状について】

- ア. 様式および記載内容 A4用紙1枚程度

- (ア) 推奨様式を使用する場合

本登録完了のメール本文にある URL より、推奨状の推奨様式をダウンロードしてください。

- (イ) 推奨様式を使用しない場合

推奨状は推奨様式を使用しなくても構いませんが、以下の必要項目を記載してください。

- ・ 宛先(国際交流基金)
- ・ 推奨状作成日
- ・ 推奨理由(2ページの4. 求める人材・適性を踏まえ、理由を記載してください)
- ・ 推奨状作成者に関する情報: 氏名、応募者との関係、Eメールアドレス

- イ. 推奨状作成の依頼

応募者の人柄、学業や仕事等の実績をよく知る方に作成を依頼してください。

- (ア) 以下の人物は除きます。

- ・ 応募者の親族
- ・ 応募の時点で JF に勤務している者および JF の業務を請け負っている者

※JF 関係者であるか否かについては、推奨状の作成を依頼する際に、依頼する方にあらかじめご確認ください。ご不明な点がある場合は、お問合せください。

- (イ) 以下は作成依頼をする人の一例です。必ずしもこれらの人でなくても構いません。

- ・ 学生の場合: ゼミの指導教官等
- ・ 社会人の場合: これまでの勤務先や所属機関の関係者等
- ・ 日本語教師養成講座を受講している場合: 講座の担当講師等
- ・ 地域のボランティア活動やサークル活動に参加している場合: 所属団体の代表者等

※記載内容について推奨状作成者に照会する場合があります。

- ウ. 和文以外で推薦状を提出する場合は英文のみ認めます。ただし、英文の場合は、和文の翻訳を添付してください。英文の場合も、推奨様式を使用する必要はありませんが、必要項目を記載してください。

(4) 応募時の留意事項

- ア. 以下に該当する方は、応募用紙提出時までにEメール(目次ページ参照)でご連絡ください。
 - (ア) 重国籍の方
 - (イ) 2023年3月以降も有効な日本以外の滞在資格、査証(ビザ)等を持っている方
 - (ウ) 公用旅券の発給を受けている方、今後受ける予定の方
 - (エ) 障がいがあること、性的指向または性自認等により、応募や選考、派遣前研修および本事業の活動や派遣先での生活に不安を感じられる方
 - ※ 上記の理由により採否を判断することはありませんが、派遣先の状況により、派遣先の国・地域、派遣先機関等が限定される場合があります。また、手続きに必要であるため、第1次選考通過時に提出いただく健康診断個人票および健康自己申告書、和文・英文履歴書には、戸籍上の性別を記載いただきます。
- イ. 過去の日本語パートナーズの募集に応募した方も応募可能です。ただし、各募集ごとに本要項に記載の必要書類を改めて提出いただく必要があります。
- ウ. 必ず応募者本人の控えとしてコピー等を手元に残しておいてください。
- エ. 応募用紙は、手書き、パソコン入力作成のいずれかを問いません。選考にも一切影響しません。
- オ. 提出書類作成にかかる費用は応募者の負担とします。
- カ. 応募書類の提出完了および内容確認は行っておりません。

(5) 応募期間

2022年10月12日(水)～11月29日(火)
書類提出締切：11月29日(火) 17時59分

- ※ 書類のアップロードをもって応募が完了します。
- ※ 郵送や持ち込みでの提出は受け付けません。
- ※ 締切後の応募は受け付けられませんので、余裕をもって準備・提出してください。

10. 選考

1. 第1次選考(書類選考)

提出書類に基づいて選考を行います。

結果通知(Eメール) : 2022年12月20日(火)までに

【第1次選考通過者提出書類】

詳細は、第1次選考通過者に連絡します。

提出締切 : 2023年1月17日(火) 郵送必着(持込不可)

(1) 健康診断に関する書類

以下、渡航判定を実施する専門医療機関に提供します。

・健康診断個人票(指定様式)

※指定様式にしたがい、各自医療機関で受診してください。

※検査項目は「海外派遣労働者の健康診断(労働安全衛生規則第45条の2)」
の項目を準用しています。

・健康自己申告書(指定様式)

・新型コロナウイルスワクチンの接種に関する確認票(指定様式)

・新型コロナウイルスワクチンの接種済を証明する書類(写し)

(2) 和文・英文履歴書(指定様式)

派遣先政府および派遣先機関が応募者の経歴を確認するためのものです。

第1次選考通過者にあわせて送付する記入例(和文・英文)をもとに作成してください。

(3) 学歴に関する証明書(原本)

応募時にデータで提出した証明書の原本を提出してください。

2. 第2次選考(面接選考)

第2次選考はオンラインにて行います。日時は、以下の期間でJFが指定し、第1次選考結果通知の際にお知らせします。日時の変更は原則認めません。

日時 : 2023年1月30日(月)~2月8日(水) 9:30~18:00までの間(1時間程度)

※2月4日(土)、5日(日)を除く

結果通知(Eメール) : 2023年2月27日(月)までに

3. 補足事項

・健康診断費用および面接時の通信費等は、応募者の負担とします。

・全ての応募者に結果を通知します。

・採否理由、選考過程等についての問い合わせには一切応じられません。

11. 内定から派遣まで

(1) 内定通知・渡航手続き等

- ア. 第 2 次選考終了後、内定候補者に内定および派遣先国もしくは地域を通知します。その際、「意思確認書」を送付し、内定の受諾または辞退の意思を確認します。
- イ. 内定を受諾した場合は、「内定者」となり、渡航手続きが開始されます。渡航手続きでは、個人事項証明書(戸籍抄本)や各種書類、証明写真等の提出や派遣にかかる文書のやり取りを行います。
- ウ. 渡航手続き期間中に国外にいる場合であっても、JF からの書類送付先は国内に限ります。手続きに必要な書類が期限までに提出されない場合、内定を取り消すことがあります。
- エ. 内定者には、派遣前研修開始までに派遣地や派遣先機関に関する情報を提供します。いずれも JF が決定し、内定者が選ぶことはできません。
- オ. 派遣先機関によっては、以下の能力、経験等を考慮して配置する場合があります。
 - ・現地語の能力
 - ・仕事による駐在経験、もしくは留学による滞在経験
 - ・日本語教育に関する知識や経験

【台湾 8 期内定の方】

- カ. 査証(ビザ)申請のため 2023 年 8 月以降日本国内にいる必要があります。詳細は内定通知時または派遣前研修時にお知らせします。

(2) 派遣前研修

派遣前研修は、現地の生活・活動に必要な現地語の習得、任地事情、および現地の日本語教師への協力方法等の知識を身につけるためのものです。合宿形式で行い、すべての研修プログラムを修了しなければなりません。忌引きや体調不良等、JFがやむを得ないと判断する事由以外の講義の欠席は認めません。

	現地語研修	日程(予定) ※いずれも 4週間程度	実施場所(予定)
ベトナム 10 期	ベトナム語	2023 年 5 月中旬 ～6 月中旬	JF 関西国際センター (大阪府泉南郡)
台湾 8 期	台湾華語		
フィリピン 10 期	英語		
インドネシア 20 期	インドネシア語	2023 年 7 月下旬 ～9 月上旬	

※状況により、派遣前研修の実施形式や期間が変更になる可能性があります。

※JF は、研修所までの往復旅費(日本国内の移動のみ)を支給し、宿泊施設、食事を提供します(もしくは食費の一部補助額を支給)。当該経費以外の費用については自己負担となります。

(3) 内定から派遣までの留意事項

以下に該当する場合には、内定または派遣を取り消す場合があります。

- ア. 内定から日本出発日までの間に、病気、怪我および体調不良等により派遣先での業務が困難と JF が判断した場合
- イ. 派遣前のやり取りや派遣前研修を通じて、派遣先での滞在や活動に関する適性が不十分であると JF が判断した場合
- ウ. 応募用紙等、提出書類記載内容に虚偽があった場合
- エ. 派遣先政府により、査証取得や渡航に際し新たな条件が設けられ、その条件を満たさなかった場合
- オ. 派遣前研修の開始予定日の 1 か月前までに、新型コロナウイルスワクチンの 3 回以上の接種完了が確認できない場合

12. 派遣の待遇等

JF の規程に基づき滞在費、往復航空券(ディスカウントエコノミー)、旅費等の支給と住居の提供を行います。

(1) 赴任形態

単身赴任

(2) 滞在費

ベトナム:月額 110,000 円程度

インドネシア:月額 110,000 円程度

台湾:月額 130,000 円程度

フィリピン:月額 110,000 円程度

※滞在費は源泉徴収の対象になり、上記はいずれも所得税引後の金額です。

※派遣地の物価、生活水準、為替相場等の状況に応じて JF が定めた額です。

※JF の規程が改定された場合、滞在費の額が増減することがあります。

(3) 住居提供

JF が住居を提供

※日本語パートナーズが手配したり、選択したりすることはできません。

※住居賃料は JF が負担します。

※光熱費、通信費等は日本語パートナーズが滞在費から負担します。

(4) 往復航空券

日本と任地の往復航空券(ディスカウントエコノミークラス)を支給

(5) 赴帰任の際の日本国内交通費

居住地の最寄りの駅から国際空港までの交通費(順路直行)を支給

(6) 赴帰任の際の支度料等

支度料(赴任時のみ)、移転料、着後手当を支給

(7) 業務に必要な教具等

JF が業務上必要と認める教材、機材は現物支給、もしくは貸与

派遣期間中の文化紹介や授業等で必要となる消耗品の購入につき、実費額を支給(上限あり)

(8) 外国語研修手当

派遣期間中の外国語研修手当として月額 15,000 円相当の現地通貨に滞在月数をかけた額を上限として実費を支給

(9) 海外旅行保険

JF が以下の補償内容の海外旅行保険への加入を手配

傷害死亡保険金	最高 5,000 万円
傷害後遺障害保険金	最高 5,000 万円
治療・救援費用保険金	最高 5,000 万円
疾病死亡保険金	最高 3,000 万円

※既往症（出発前にかかったことのある病気・けが）、慢性疾患、むちうち、腰痛、歯科治療、妊娠、出産、早産または流産に起因した疾病等は保険適用外です。派遣期間中に、保険適用外の疾病、傷害で治療が必要となった場合、医療費は被保険者の自己負担となります。

※JF は保険会社から実際に支払われる補償額を超える補償は行いません。

(10) 派遣前の予防接種費用

派遣先地域でかかるリスクのある病気のうち、JF が指定する種類については渡航前に予防接種を完了することが推奨されます。これら予防接種の費用は JF が一部補助しています。また、内定後の派遣前研修期間中に集団予防接種の機会を設けています。

新型コロナウイルスワクチンについては、JF では集団予防接種の機会を設けません。

13. 派遣先国・地域での安全確保および支援体制

海外で生活するにあたっては、災害や治安悪化等の緊急事態に対する準備と「自分の身は自分で守る」という心構えが必要ですが、派遣期間中は JF、日本国大使館・領事館等が連携を取り、各地に派遣されている日本語パートナーズが任地での活動を安全かつ円滑に進められるように支援します。

なお、応募の際にはあらかじめ外務省海外安全ホームページにおいて現地の安全情報を入手、確認してください。

※外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>



14. 派遣の可否判断

日本語パートナーズ派遣事業では、外務省が発表する海外安全情報の危険情報および感染症危険情報レベルや、入国時の制限とその内容（感染症の場合の移動制限等）、現地の医療体制や社会情勢、緊急時の対応状況等の観点から、総合的に判断して派遣を決定しています。

なお、派遣が延期、変更または中止となった場合も、JF による経済的な補償はありません。

15. 事業情報の公開

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)に基づく開示請求が JF に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出のあった申請書類等は開示されます。

16. 個人情報の取り扱い

- (1) JF は、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)ほか、各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。JF の個人情報保護への取り組みについては、JF ウェブサイト「個人情報保護への取り組み」(<https://www.jpof.go.jp/j/privacy/>)をご覧ください。
- (2) 応募の際に提出いただく個人情報は、原則として以下の目的のために使用します。また、以下の利用目的のために必要な JF 内および関係機関・関係者に提供することがあります。
 - ア. 日本語パートナーズの選考
 - イ. 派遣前研修および派遣に係る諸手続き
 - ウ. 本事業改善のための統計データの作成
 - エ. 本事業や JF の他事業に関連する案内の送付

- (3) 行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「行政機関等」といいます。）が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合で、かつ、その利用に相当な理由のある場合、本件情報を、行政機関等に対し、利用又は提供する等、法第 69 条第 2 項に基づき、上記(2)に記載する目的以外の目的のために利用又は提供することがあります。
- (4) 本事業に応募された方は、上記の個人情報の取扱いに同意したものとみなします。

国際交流基金は、総合的に国際文化交流を実施する、外務省所管の専門機関です。